2024 年 6 月 10 日
株式会社 四国銀行

「しぎん 遺言代用信託」の取扱開始について

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、オリックス銀行株式会社（代表取締役社長 錦織雄一）と信託契約代理店の業務委託契約を締結し、本日より「しぎん 遺言代用信託」の取り扱いを開始しましたので、お知らせいたします。

当行は、今後もお客さまの多様なニーズにお応えする商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1．「しぎん 遺言代用信託」の概要

遺言書を作成いただくことなく、お客さまに相続が発生した際に、お預かりした金銭をあらかじめ指定いただいたご家族などの受取人にお渡しする商品です。

本商品は、申込人に相続が発生してから最短 5 営業日で受取人に金銭をお渡しすることが可能で、葬儀費用などの急なお支払いやご遺族の生活などに備えることができます。お預かりした金銭はオリックス銀行が元本を保証し、生前中は年 1 回、予定配当率に応じた配当金をお支払いします。また、無料で中途解約ができるため、急なご計画の変更にも対応可能です。

※詳しくは、添付資料をご覧ください。

2．取扱開始日

2024 年 6 月 10 日（月）

3．取扱店舗

各店舗（出張所、代理店を除く）

以上

【添付資料】

■「しぎん 遺言代用信託」の仕組み

■商品概要

■「しぎん 遺言代用信託」の仕組み

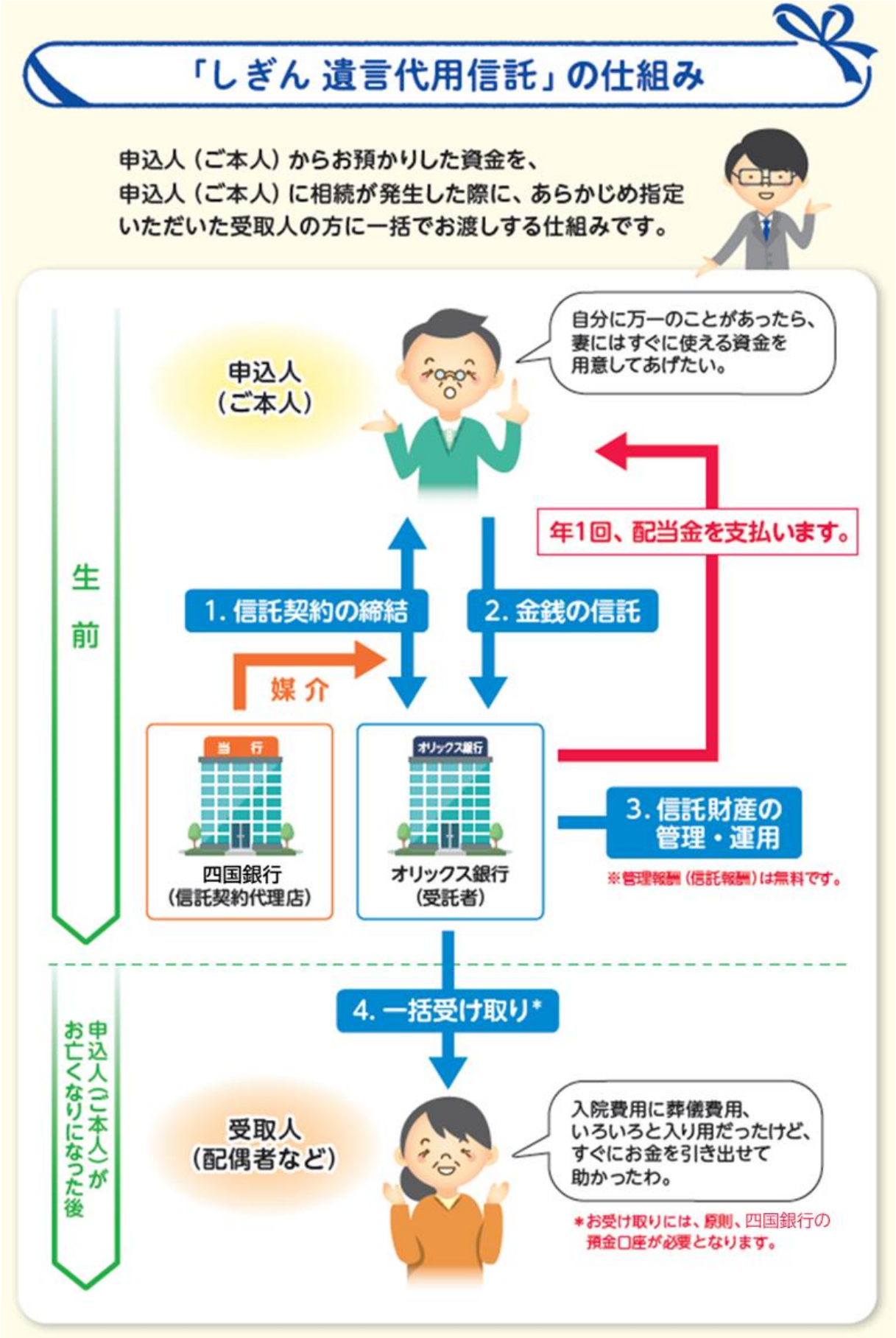

■ 商品概要

商品名	しぎん 遺言代用信託
募集対象	個人のお客さま ※ 申込時点において日本国籍を有し、国内に住所を有する未成年者を除く個人で、後見人などの代理人を必要とされない方
信託の種類	合同運用指定金銭信託
申込金額	100 万円以上 3,000 万円以下(100 万円単位) ※ ただし、お客さまが保有する金融資産の 1/3 までの金額
信託期間	信託設定から信託終了まで最長 30 年 ※ 信託終了日前であっても、他の信託の終了事由（お客さまがお亡くなりになった時など）が生じた場合などには、信託契約は終了します
受取人	推定相続人（仮に信託契約日においてお客さまの相続が開始した場合に、相続人となることが予定される方） ※ 特約により三親等内の親族（未成年者を含む）を指定可能
元本補填	信託元本に万一欠損が生じた場合は補填されます
預金保険制度	預金保険制度の対象商品です
信託報酬	・管理報酬はかかりません ・運用報酬は、お預かりした元本を毎年の計算期日および信託終了日に、合同運用指定金銭信託の運用収益からお客さまへの収益金および信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用を差し引いた金額(信託元本に対して年 0.01%から 3.00%の範囲内）です ※ 信託元本やお客さまへの配当金から差し引かれるものではありません
申込手数料	申込金額の 2.2%（消費税込み）
中途解約	全部解約のみ可能 ※ ただし、直近で支払った配当金の計算期日の翌日以降の収益配当はありません